

置き配に関する使用細則を定める際のポイント



別添1

- 住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付
令和6年6月7日公表
- 置き配サービスを活用して宅配物を配達させることができる時間帯、宅配物及び宅配物を収納・保管するもの（以下「宅配物等」という。）を置くことが可能な場所等について具体的に定められていること。
 - 例）●時～●時の間のみ置き配サービスを利用できることが可能、専有部分の玄関前のみ置くことが可能、通行や避難の妨げになる場所へ置くことを禁止、設備の破損が生じる恐れのある場所へ置くことを禁止など
 - 宅配物等を所定の場所に留め置くことができる期間等について具体的に定められていること。
 - 例）配達日當日まで留め置くことが可能、24時間以上放置することを禁止など
 - 置き配サービスを利用できないない宅配物が具体的に定められていること。
 - 使用細則に問題となるもの、臭気を発するもの、発火・引火・爆発等の危険性があるものの禁止など
 - 使用細則に定めるルールに違反する場合の対応について具体的に定められていること。
 - 例）管理組合（は違反する宅配物等を確認した場合は、置き配による宅配サービスを依頼した者へ引き取りまたは是正対応を求める）ことができ、その求めに応じない場合は宅配物等を移動等することができるなど
 - 置き配サービスの依頼及び宅配物等の管理に関する責任の所在が定められていること。
 - 例）区分所有者等（は、置き配サービスの依頼及び宅配物等の管理を自らの責任で行うものとし、管理組合やマンション管理業者は、一切の責任を負わないなど）
 - なお、消防法に基づき、廊下、階段、避難口等に避難上の支障となるような状態での宅配物の放置を禁止していること。

消防法の規定に抵触するものではないと一般的に考えられる置き配の例

国土交通省



別添2

- 消防法（昭和23年法律第186号）に基づき、廊下、階段、避難口等に避難上の支障となるような状態での宅配物の放置は禁止されている。
- 当該規定の適否については、個別の廊下、階段等の幅や形状等に応じて判断することになるが、例えば以下のようないかで、宅配物などで避難の支障とならない少量又は小規模の私物を暫定的に置く場合は、当該規定に抵触するものではないと一般的に考えられる。

